

昭和二十四年運輸省令第三十号

航路標識法施行規則

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）に基き、航路標識法施行規則を次のように定める。

目次

- 第二章 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）に基き、航路標識法施行規則を次のように定める。
- 第三章 航路標識協力団体（第一条の六）
- 第四章 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理
 - 第一節 灯光、音響又は電波の手段により日本国沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理（第二条—第十四条）
 - 第二節 灯光、音響又は電波以外の手段により日本国沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識の設置及び管理（第十五条—第二十六条）
- 第五章 雜則（第二十八条—第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（航路標識）

第一条 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号。以下「法」という。）第一条第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 灯台（灯光の光度（実効光度が光度より小さい場合にあっては、実効光度。以下この条において同じ。）が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項及び別表第一において同じ。）

二 灯標（灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。）

三 灯浮標（灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。）

四 導灯（指向灯）

五 照射灯

六 施設灯（灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。）

七 橋梁灯（灯光の光度が十五カンデラ以上のものに限る。第六条第一項において同じ。）

八 立標（標体（航路標識の頭標（航路標識の最上部に掲げられる形象物をいう。以下同じ。）以外（灯火を有する航路標識にあっては、頭標及び灯火以外）の平均水面より上方の部分（基礎の上面が平均水面より高い航路標識にあっては水面より上方の部分）をいう。以下同じ。）の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

九 浮標（標体の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

十 橋梁（標体の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

十一 導標

十二 橋梁（標体の鉛直投影面積が二平方メートル以上のものに限る。第十九条第一項において同じ。）

十三 霧信号所

十四 無線方位信号所

十五 ディファレンシャル GPS 局（ディファレンシャル方式によりグローバルポジショニングシステムの位置誤差を補正する電波標識をいう。第六条第一項第十六号において同じ。）

十六 AIS 信号所（AIS 信号（船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報）。第四条及び第二十八条の四において同じ。）の提供を行う電波標識をいう。以下同じ。）

十七 船舶通航信号所（レーダー、通信施設その他の施設及びこれらの附属の設備により船舶交通に関する情報の収集及び提供を行う電波標識をいう。第六条第一項第十八号において同じ。）

十八 潮流信号所

第二章 海上保安庁の行う航路標識の管理

（管理航路標識に関する工事等の承認申請）

第一条の二 法第四条第一項の承認を受けようとする者は、第一号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

（申請書の記載事項）

第一条の三 法第四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 管理航路標識の名称
- 二 管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の目的
- 三 管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の期間
- 四 その他参考となるべき事項

（承認申請事項の指定）

第一条の四 海上保安庁長官は、法第四条第一項の承認の申請について特に必要があると認めるときは、同条第二項及び前条に規定する事項以外の事項を指定して申請させることができる。

第一条の五 法第五条第二号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該管理航路標識の位置、構造又は設備を変更するものでないこと（海上保安庁長官が航路標識としての機能に支障が生じないと認める場合を除く。）。
- 二 当該管理航路標識又はその附属施設を損傷するおそれがあるものでないこと。
- 三 当該管理航路標識の機能の障害となるおそれのある管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をするときは、その障害を防ぐため必要な措置をするものであること。

第三章 航路標識協力団体

第一条の六 法第七条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他のこれを準ずるものをしているものとする。

第四章 海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置及び管理

（設置の許可申請）

第二条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、第一号の二様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面

二 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類

三 航路標識の全体を示した側面図

四 航路標識の機器の構成を示した側面図

五 第二号様式による告示要項書

（申請書の記載事項）

第三条 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置の目的
- 二 航路標識の供用開始の予定期日
- 三 その他参考となるべき事項

（用品の調査書）

第四条 法第十二条第一項の許可の申請をする者が当該航路標識の用品として灯具、制御装置、電源装置、霧信号用機器、無線方位信号用機器、ディファレンシャル GPS 用機器、AIS 信号用機器、船舶通航信号用機器又は潮流信号用機器を使用するときは、第二条第一項の申請書及び同条

口 灯光の色は、白であること。ただし、白とすることが適当でない場合には、赤又は緑とすることができる。

ハ 灯光の光り方は、不動光であること。

二 副標を設置する場合には、当該副標の塗色は、白であること。

十二 施設灯の灯質は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	灯質	光り方	色	区分	灯質	光り方	色
風力発電施設に設置する施設灯	白	モールス符号光（一周期が八秒以上十五秒以下のものであつて、モールス符号の□の信号に係るものに限る。）	黄	前項の施設灯以外のもの	白	モールス符号光（一周期が八秒以上十五秒以下のものであつて、モールス符号の□の信号に係るものに限る。）	モールス符号光（一周期が八秒以上十五秒以下のものであつて、モールス符号の□の信号に係るものに限る。）
左側端灯	緑	不動光、等明暗光、单せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号の□の信号に係るものを除く。）	赤	右側端灯	不動光、等明暗光、单せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号の□の信号に係るものを除く。）	白	不動光、等明暗光、長せん光（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（モールス符号の□の信号に係るものに限る。）
中央灯	白	不動光、等明暗光、長せん光（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（モールス符号の□及び□の信号に係るものを除く。）	橋脚灯	不動光、单せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号の□及び□の信号に係るものを除く。）	黄	不動光、等明暗光、单せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号の□及び□の信号に係るものを除く。）	

十三 橋梁灯にあつては、次の設備を有するものであること。
イ 灯質は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

区分	灯質	光り方	色	区分	灯質	光り方	色
左側端灯	緑	不動光、等明暗光、单せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号の□の信号に係るものを除く。）	赤	右側端灯	不動光、等明暗光、单せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号の□の信号に係るものを除く。）	白	不動光、等明暗光、長せん光（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（モールス符号の□の信号に係るものに限る。）
中央灯	白	不動光、等明暗光、長せん光（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（モールス符号の□及び□の信号に係るものを除く。）	橋脚灯	不動光、单せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号の□及び□の信号に係るものを除く。）	黄	不動光、等明暗光、单せん光、群せん光又はモールス符号光（モールス符号の□及び□の信号に係るものを除く。）	

備考
一 この表において「左側端灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の左側（別表第二の備考第一号に規定する左側をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の端を示す施設をいう。

二 この表において「右側端灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の右側（別表第二の備考第一号に規定する右側をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の端を示す施設をいう。

三 この表において「中央灯」とは、橋脚を示す施設をいう。

四 この表において「橋脚灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。

五 この表において「左側端灯、右側端灯及び中央灯に係る灯光の光り方は、原則として同一のものとし、不動光以外の光り方とする場合には、これらを同期させること。

六 この表において「中央灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路を区別して示す必要があるときは、主たる可航水域又は航路を示すための灯光の光り方は、不動光以外とすること。

七 この表において「橋脚灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路を区別して示す必要があるときは、主たる可航水域又は航路を示すための灯光の光り方は、不動光以外とすること。

八 この表において「橋脚灯」とは、橋脚を示す施設をいう。

九 この表において「左側端灯、右側端灯及び中央灯に係る灯光の光り方は、原則として同一のものとし、不動光以外の光り方とする場合には、これらを同期させること。

十 この表において「中央灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。

十一 この表において「橋脚灯」とは、橋脚を示す施設をいう。

十二 この表において「左側端灯、右側端灯及び中央灯に係る灯光の光り方は、原則として同一のものとし、不動光以外とすること。

十三 この表において「中央灯」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。

- ロ レーダーから発射された電波を受信したときは、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものであること。
- ハ AIS信号所の設備は、海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。
- 二 庄長官が定める基準に適合するものであること。
- 三 ディファレンシャルGPS局にあっては、次の設備を有するものであること。
- イ 衛星の電波を受信して得られる測位誤差を補正する衛星測位誤差補正情報を送信できるものであること。
- 四 ロ イに規定するもののほか、ディファレンシャルGPS局の設備に関する必要な事項として海上保安庁長官が定める基準に適合するものであること。
- 五 AIS信号所の設備は、海上保安庁長官が定める基準による情報自動的に送信するものであること。
- 六 船舶通航信号所にあっては、次の設備を有するものであること。
- イ 情報収集用設備は、レーダー、船舶自動識別装置、テレビカメラ、無線電話その他の手段により、船舶交通の状況及び船舶交通の安全を確保するために必要な情報を的確に収集できるものであること。
- ロ 情報提供用設備は、無線電話、電光表示盤その他の手段により、船舶に對して迅速かつ的確に船舶交通の状況及び船舶交通の安全を確保するために必要な情報を提供できるものであること。
- 七 第七条 法第十二条第三号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 所定の運用時間中航路標識の運用を確実に維持すること。
- 二 航路標識の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に維持すること。
- 三 建築物、植物その他の物件により航路標識の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をすること。
- 四 やむを得ない事由により、航路標識の運用を停止し、又は航路標識の機能を損なうこととなつた場合及び当該航路標識の運用又は機能が復旧した場合に必要となる海上保安庁との連絡体制を整備すること。
- 五 天災その他の事故により、航路標識の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めることともに、その運用をできるだけ継続する等船舶交通の危害予防のため適当な措置をすること。
- 六 航路標識につき改修その他の工事を行うときは、船舶の航行を阻害しないよう適当な措置をすること。
- 七 航路標識には、灯光、音響又は電波を発する機器の部品のうち交換が可能な部品について、必要数量の予備品を確保しておくこと。
- 八 (許可を要しない軽微な変更) 法第十三条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。
- 一 第二条第二項第五号に掲げる告示要項書に係る変更
- 二 前条第四号の規定の適用を受けて整備された海上保安庁との連絡体制に係る変更

- 第九条 法第十三条第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第三号様式による申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 音の吹鳴の一周期は、付近の霧信号所と明確に区別できるものであること。
- 三 無線方位信号所にあっては、次の設備を有するものであること。
- 四 有効範囲は、設置の目的に適合するものであること。

(位置、構造及び設備の基準)
第十九条 法第二十一条第三項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 既設の航路標識の機能を損なわないよう設置すること。
 二 航路標識の機能に及ぼす地形的影響ができるだけ少ない場所に、かつ、建築物、植物その他の物件により当該航路標識の機能が損なわれないよう設置すること。
 三 自重、波浪等による損傷等が航路標識の機能を損なわぬよう設置すること。
 四 陸上に設置される立標及び橋梁標に係る標体並びに海上に設置される立標及び浮標に係る標体及び頭標の塗色は、白、黒、赤、黄、緑又は青とし、海上保安庁長官が定める基準に適合することに影響を及ぼさないこと。
 五 立標にあっては、種類別に次の構造及び設備を有するものであること。
 イ 陸上に設置するもの
 (1) 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。
 (2) 標体の塗色は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。
- | 区分 | 標体の塗色 |
|--|--|
| 港口又は湾口に設置する立標であつて、水源に向かって当該港口又は湾口の左側であることを示すもの | 白 |
| 港口又は湾口に設置する立標であつて、水源に向かって当該港口又は湾口の右側であることを示すもの | 赤 |
| 工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界を示す立標 | 黄 |
| 前三項の立標以外のもの | 白(白では視認が困難である場合にあっては、最上部から帶状に白及び黒又は白及び赤) |
- ロ 海上に設置するもの
 (1) 標体の形状は、柱形であること。
 (2) 標体の塗色は、別表第三の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。
 (3) 標体を帶状に塗色する場合にあっては、帯の幅は、標体の高さを奇数等分した値であること。
- ロ 海上に設置するもの
 (1) 標体の形状は、柱形であること。
 (2) 標体の塗色は、別表第三の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。
 (3) 標体を帶状に塗色する場合にあっては、帯の幅は、標体の高さを二等分又は三等分した値であること。
 (4) 標体を縦縞に塗色する場合にあっては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。
 (5) 頭標を設置すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 (6) 頭標の形状及び塗色は、別表第三の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりであること。
 ハ 標体の形状及び塗色は、別表第四の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるところとおりであること。
 ロ 標体の形状及び塗色は、別表第四の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるところとおりであること。
 ハ 標体の形状及び塗色は、海上保安庁長官が定める基準に適合すること。

区分	標体の塗色
港口又は湾口に設置する立標であつて、水源に向かって当該港	白
口又は湾口の左側であることを示すもの	白
港口又は湾口に設置する立標であつて、水源に向かって当該港	赤
口又は湾口の右側であることを示すもの	赤
工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界を示す立標	黄
前三項の立標以外のもの	白(白では視認が困難である場合にあっては、最上部から帶状に白及び黒又は白及び赤)

- ハ 標体を縦縞に塗色する場合にあっては、縦縞の幅は、標体の側面を縦に八等分した値であること。
 ハ 頭標を設置すること。ただし、標体の形状が設置すべき頭標と同一の形状の場合又は構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 ハ 頭標の形状及び塗色は、別表第四の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところとおりであること。
 ハ 前標及び後標の位置は、それぞれの頭標を縦に一直線上に視認して進行した場合に安全に航行できるものであること。
 ハ 標体の形状は、塔形、柱形又はやぐら形であること。
 ハ 頭標を設置すること。
 ハ 前標の頭標は、後標の頭標より低い位置に設置すること。
 ハ 橋梁標に係る標体の形状及び塗色は、次の表の上欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。
- | 区分 | 標体 |
|------|---------|
| 左側端標 | 正方形 |
| 右側端標 | 上向き正三角形 |
| 中央標 | 円形 |
- 備考
 一 この表において「左側端標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の左側を示す施設をいう。
 二 この表において「右側端標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の右側の端を示す施設をいう。
 三 この表において「中央標」とは、橋梁の下にある可航水域又は航路の中央を示す施設をいう。
 (管理の方法の基準)
 第二十条 法第二十一条第四項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 所定の運用時間中航路標識の運用を確実に維持すること。
 二 航路標識の改修、清掃等を行うことにより、これを完全な状態に維持する。
 三 建築物、植物その他の物件により航路標識の機能を損なうこととなるときは、直ちに当該物件の除去等必要な措置をすること。
 四 やむを得ない事由により、航路標識の運用を停止し、又は航路標識の機能を損なうこととなつた場合及び当該航路標識の運用又は機能が復旧した場合に必要となる海上保安庁との連絡体制を整備すること。
 五 天災その他の事故により、航路標識の運用に支障を生じたときは、直ちにその復旧に努めることともに、その運用をできるだけ継続する等船舶交通の危害予防のため適当な措置をすること。
 六 航路標識につき改修その他の工事を行うときは、船舶の航行を阻害しないように適当な措置をすること。
 (直接管理)
 第二十二条 第十三条の規定は、法第二十一条第七項の規定により直接に管理する場合について準用する。この場合において、第十三条第一項中「法第十一項の許可を受けた者」とあるのは、「法第二十一条第一項の規定による届出をした者」と読み替えるものとする。

(收回)

第二十三条 第十四条の規定は、法第二十一条第七項の規定により収用する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「法第十一条第一項の許可を受けた者」とあるのは、「法第二十二条第一項の規定による届出をした者」と、同条第二項中「法第十一条第一項の許可」とあるのは、「法第二十二条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

(承継の届出)

届出者(承継の届出)は、次に掲げる事項を記載した第八号様式による届出書を海上保安庁長官に提出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第八号様式による届出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 航路標識の種類

四 航路標識の位置

五 航路標識の名称

六 承継の理由

七 承継の年月日

八 航路標識の管理の方法

九 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該承継の事実を証する書類

二 相続の場合にあっては、届出者と被相続人との続柄を証する書類

三 相続の場合であつて、届出者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書類並びに当該届出に対するその者の同意書

四 (届出を要する変更)

五 第二十四条 第十条の規定は、法第二十二条第十項において読み替えて準用する法第十三条第六項の国土交通省令で定める事項について準用する。

六 第二十五条 第十二条の規定は、法第二十二条第十項において準用する法第十四条の規定による航路標識の供用の休止、廃止又は再開の届出について準用する。

七 (事故が発生した場合の報告)

(立入検査をする者の身分を示す証票)
第二十六条 第十二条の規定は、法第二十二条第十項において準用する法第十五条の規定による報告について準用する。

八 第三節 雑則

(聴聞開催の公示)
第二十七条 法第十三条第三項の職員の身分を示す証票は、第九号様式によるものとする。

九 第二十八条 海上保安庁長官又は海上保安官は、法第二十六条第二項、法第二十七条第二項及び法第二十八条第二項若しくは第三項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、あらかじめ、当該処分の件名に番号を付し、その旨を管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの掲示板に掲示する等適切な方法で公示しなければならない。(延滞金)

十 第二十八条の二 法第三十四条第二項の規定により海上保安庁長官が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあつた負担金の額を控除した額による。(電波を使用する航路標識)

第二十八条の三 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める航路標識は、AIS信号所とする。

(情報の送信の申出)

第二十八条の四 法第三十六条第一項の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した第十号様式による申出書を海上保安庁長官に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 申出に係る施設の位置

三 申出に係る施設の名称

四 送信を希望する情報の内容(AIS信号により示す地点(次条において単に「地点」といいう。)の数を含む。)

五 情報の送信を必要とする理由

六 希望する情報の送信の開始期日及び終了期日

七 その他参考となるべき事項

(手数料の額)

第二十八条の五 法第三十六条第二項の手数料の額は、同条第一項の規定により海上保安庁が送信する情報に係る地点の数が一の場合には一万二千五百円、二以上の場合には一万二千五百円に一を増すごとに二千七百円を加算した額とする。

(権限の委任)

第二十九条 法及びこの省令に規定する海上保安庁長官の権限のうち、法第十三条第三項第三号及び第四項、法第二十二条第十項並びに法第三十六条第一項並びに第四条ただし書、第六条、第十九条、第二十八条の四及び別表第一の備考の規定によるもの以外のものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

法第十三条第三項第三号及び第四項の規定による海上保安庁長官の権限は、同条第三項第三号に規定する当該特定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。
法第二十二条第十項並びに別表第一の備考の規定によるもの以外のものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

法第十三条第三項第三号及び第四項の規定による海上保安庁長官の権限は、当該空港、道路、港湾その他の施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

法第三十六条第一項及び第二十八条の四の規定による海上保安庁長官の権限は、当該空港、道路、港湾その他の施設の所在地を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一 法第二章第三節(法第十三条第三項第二号及び第四項を除く。)、法第二十二条(法第四条第一項に係る部分を除く。)、法第二十三条第一項及び第二項並びに法第三十七条第一項第二号及び第三号(法第六条第二項及び法第二十八条第三項に係る部分を除く。)並びにこの省令(第一条の二、第一条の四、第一条の五第一号、第二十八条及び第二十八条の四を除く。)の規定による権限
当該航路標識(海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。次項において同じ。)の設置に係る場所を管轄する

二 海上保安監部又は海上保安部
海上保安監部又は海上保安部(当該海上保安監部又は海上保安部の管轄する場所にある航路標識であつて、海上保安庁以外の者が管理するものに係るものに限る。)

三 第一項の規定により管区海上保安本部長が行うこととされた権限のうち、法第十条の規定によるものは、当該航路標識の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部の長に行うことができる。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 明治二十一年通信省訓令第十号及び公設航路標識業務規則（昭和七年通信省令第一七号）

は、廃止する。

附 則（昭和三二年一二月二一日運輸省令第五二号）

この省令は、昭和三十三年一月一日から施行する。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月二十五日運輸省令第八号）

（施行期日）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 1 この省令の施行前にした改正前の第一条、第三条又は第七条の規定による申請については、な
お従前の例による。
- 2 この省令の施行前にした改正前の第一条、第三条又は第七条の規定による申請については、な
お従前の例による。

附 則（平成六年九月三〇日運輸省令第四六号）抄

（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

（聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置）

- 第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（平成九年五月六日運輸省令第三〇号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条

- 1 この省令は、公布的日から施行する。
- 2 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の航路標識法施行規則第一条又は第七条の規定による申請については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年五月一六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

第一条

- 1 この省令は、公布的日から施行する。
- 2 この省令は、平成二五年八月一六日国土交通省令第六六号）

附 則（平成二九年一月三一日国土交通省令第四四号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二五日国土交通省令第六四号）

この省令は、平成三十一年一月三十一日から施行する。ただし、第八条中別表第六の改正規定

- 行する。
（施行期日）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第一〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（施行期日）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取
り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年六月二三日国土交通省令第四二号）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和三年一〇月一日本国土交通省令第六三号）

この省令は、令和三年十一月一日から施行する。

区分	標体の塗色	灯質	不動光、單明暗光、群明暗光、等明 暗光、單せん光、群せん光、連成不 動せん光又は連成不動群せん光	光り方	別表第一（第六条第一項第六号口及び二関係）	
					工事区域、作業区域その他 の特別な区域の境界を示す 灯台	港口又は湾口に設置する灯 台であつて、水源に向かつて 当該港口又は湾口の右側 であることを示すもの
					黄	赤
					黄	赤
					黄	赤
					单せん光	不動光、單明暗光、群明暗光、等明 暗光、單せん光、群せん光、連成不 動せん光又は連成不動群せん光
					白及び赤	白（白では視認が困 難である場合にあつては、最上部から帶 状に白及び黒又は白及び赤）
					白及び赤、 白及び緑又 は赤及び 緑	白（白では視認が困 難である場合にあつては、最上部から帶 状に白及び黒又は白及び赤）
					白及び 赤、 白及び 緑又 は赤及び 緑	白（白では視認が困 難である場合にあつては、最上部から帶 状に白及び黒又は白及び赤）
					不動互光、单せん互光、群せん互光	不動互光、單明暗光、群明暗光、等明 暗光、單せん光、群せん光、連成不 動せん光又は連成不動群せん光
					頭標	頭標
					形状	形状
					円筒形	円筒形
					上向き円すい形	上向き円すい形
					二個を垂直 線上に連掲した形	二個を垂直 線上に連掲した形
					上向き円すい形	上向き円すい形
					上から順に垂 直線に連掲した 形	上から順に垂 直線に連掲した 形
					黒	黒

備考	西方位 標識	南方位 標識
一 この表において「左舷標識」とは、航路の左側（水源（別表第一の備考に規定する水源をいう。以下この号において同じ。）に向かって左側をいう。以下この号及び次号において同じ。）の端であること、右側（水源に向かって右側をいう。次号において同じ。）に可航水域があること、又は左側に沈没船その他の障害物があることを示す施設をいう。	孤立障害標識 上部を黄、中央部を黒、下部を白	群急せん光（一周期に六つの短明間（相対的に長さの下向き円すい形黒を黒）を有し、二個を垂直線上を有するものに限る。）
二 この表において「右舷標識」とは、航路の右側の端であること、左側に可航水域があること、又は右側に沈没船その他の障害物があることを示す施設をいう。	安全水域標識 上部を黒、中央部を赤、下部を白	群せん光（一周期が五秒又は十秒のものであつて、二つの明間を有するものに限る。）
三 この表において「北方位標識」とは、北側に可航水域があること、南側に沈没船その他の障害物があること又は北側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。	安全水域標識 上部を黒、中央部を赤、下部を白	等明暗光（一周期が四秒のものに限る。）、長せん光球形（一周期が十秒のものに限る。）又はモールス符号光（一周期が八秒のものであつて、モールス符号の「A」の信号に係るものに限る。）
四 この表において「東方位標識」とは、東側に可航水域があること、西側に沈没船その他の障害物があること又は東側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。	安全水域標識 上部を黒、中央部を赤、下部を白	单せん光、群せん光（一周期が二十秒のものであつて、モールス符号光（モールス符号の「A」及び「B」の信号に係るもの）を除く。）
五 この表において「南方位標識」とは、南側に可航水域があること、北側に沈没船その他の障害物があること又は南側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。	安全水域標識 上部を黒、中央部を赤、下部を白	五つの明間を有するものに限る。又はモールス符号光（モールス符号の「A」及び「B」の信号に係るもの）を除く。）
六 この表において「西方位標識」とは、西側に可航水域があること、東側に沈没船その他の障害物があること又は西側に航路の出入口、屈曲点、分岐点若しくは合流点があることを示す施設をいう。	安全水域標識 上部を黒、中央部を赤、下部を白	明暗互光
七 この表において「孤立障害標識」とは、沈没船その他の障害物が孤立してあることを示す施設をいう。	孤立障害標識 上部を黒、中央部を赤、下部を白	十字形
八 この表において「安全水域標識」とは、航路の中央であること又は周囲に可航水域があることを示す施設をいう。	安全水域標識 上部を黒、中央部を赤、下部を白	形

九 この表において「特殊標識」とは、工事区域、作業区域その他の特別な区域の境界であること
十 又は海洋観測を行う施設その他の特別な施設があることを示す施設をいう。
十一 この表において「緊急沈船標識」とは、沈没船があることを示すため、緊急に設置する施設を

備考 第1号様式 (第1条の2関係)	緊急沈船標識	特殊標識
	やぐら形	形又は上向き円すい
	黄及び青の縦縞	黄

備考 第1号様式 (第1条の2関係)	第一号から第十号までに規定する左舷標識、右舷標識、北方位標識、特殊標識又は緊急沈船標識をいう。	この表において「左舷標識」、「右舷標識」、「北方位標識」、「東方位標識」、「南方位標識」、「西方位標識」、「孤立障害標識」、「安全水域標識」、「特殊標識」又は「緊急沈船標識」とは、それぞれ別表位標識、西方位標識、孤立障害標識、安全水域標識、特殊標識又は緊急沈船標識をいう。
	十字形	×形
	黄	黄

第1号様式（第1条の2関係）

管理航路標識工事維持承認申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の承認を受けたいので、航路標識法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1. 管理航路標識の位置
2. 管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は管理航路標識の維持の実施計画
3. 管理航路標識の名称
4. 管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の目的
5. 管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持の期間
6. その他参考となるべき事項

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第1号の2様式（第2条関係）

第1号の2様式（第2条関係）

航路標識設置許可申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

航路標識を設置したいので、航路標識法第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 航路標識の種類
- 2 航路標識の位置、構造及び設備
- 3 航路標識の管理の方法
- 4 設置の目的
- 5 航路標識の供用開始の予定期日
- 6 その他参考となるべき事項

(注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2 上記3については、管理担当者の連絡先も記載すること。

第2号様式（第2条、第15条関係）

1 灯台、灯標、灯浮標、導灯、指向灯、照射灯、施設灯及び橋梁灯用

告示要項書	
名位	称
所北東	在地緯經
塗色及	び構造
(灯台、灯標、灯浮標、導灯、指向灯及び照射灯に限る。)	
灯光	質度
光達	距離
(灯台、灯標、灯浮標、導灯、指向灯、施設灯及び橋梁灯に限る。)	
明	弧
(灯台、灯標、施設灯及び橋梁灯に限る。)	
高	さ
二 二 記	灯 一 事

2 霧信号所用

告示要項書	
名位	称
所北東	在地緯經
機器	の種類
周波音	波数
音吹	連続周期

記 事

3 無線方位信号所用

告示要項書	
名位	称
所北東	在地緯經
電波の型式、周波数及び空中線電力	
電波の発射時間	
電波の発射方式	
通常方位測定区域	
記	事

4 ディファレンシャルG P S局用

告示要項書	
名位	称
所北東	在地緯經
局識別番	番号
電波の型式、周波数及び空中線電力	
電波の発射時間	
記	事

5 A I S信号所用

告示要項書	
名位	称
所北東	在地緯經
海上移動業務識別及びそれに係るA I S	

信号に含まれる位置
電波の型式、周波数及び空中線電力
電 波 の 発 射 時 間
有 効 利 用 区 域
記

6 船舶通航信号所（電光表示盤を使用しないもの）用

告示要項書	
名位	称
所北東	在地緯経
呼出名	電波の型式、周波数及び空中線電力
通報	用
通信	用
呼出し及び応答	用
呼出	用
通報に使用する用語	語
通信に使用する用語	語
通報事時	項間
通報事時	項間
通信事時	項間
記	事

7 船舶通航信号所（電光表示盤を使用するもの）用

告示要項書	
名位	称
所北東	在地緯経
表示表	示時間式

塗色及び構造
視認範
高表
表示に使用する用語
表示事
記

8 潮流信号所用

告示要項書	
名位	称
所北東	在地緯経
信	号型式
塗色及び構造	造形
視認範	法
高信	号式
通報	型式
呼出名	称
電波の型式、周波数及び空中線電力	力
通報に使用する用語	語
通報事項	項
通報時間	間
記	事

9 立標、浮標、導標及び橋梁標用

告示要項書	
名位	称
所北東	在地緯経
塗色及び構造	造

高 二 記	標 (導標に限る。)	一	さ 線 事
-------------	---------------	---	-------------

第3号様式（第9条関係）

第3号様式（第9条関係）

航路標識変更許可申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名航路標識の変更をしたいので、航路標識法第13条第1項の規定により、次のように
おり申請します。

- 1 航路標識の種類
- 2 航路標識の位置
- 3 航路標識の名称
- 4 変更しようとする事項
- 5 変更を必要とする理由
- 6 変更後の供用開始の予定期日

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第3号の2様式 (第9条の3関係)

A I S信号所の設備変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名A I S信号所の設備を変更したので、航路標識法第13条(第3項・第5項)の規定により、
次のとおり届け出ます。

1 A I S信号所の位置

2 A I S信号所の名称

3 変更した事項

4 変更を必要とした理由

5 変更した日時

(注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

2 上記4については、航路標識法第13条第3項の規定による変更の届出の場合に
記載すること。

第4号様式 (第11条、第25条関係)

航路標識(休止・廃止・再開)届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名航路標識の供用を(休止・廃止・再開)したいので、航路標識法第14条(同
法第21条第10項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け
出ます。

1 航路標識の種類

2 航路標識の位置

3 航路標識の名称

4 休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置

5 廃止の予定期日及び廃止に伴う措置

6 再開の予定期日

7 休止、廃止又は再開を必要とする理由

(注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4番とすること。

2 不要の文字を抹消して使用すること。

3 上記4については、休止の届出の場合に記載すること。

4 上記5については、廃止の届出の場合に記載すること。

5 上記6については、再開の届出の場合に記載すること。

第5号様式(第14条、第22条関係)

調書

1 航路標識の種類

2 航路標識の名称

3 航路標識の位置(所在地、北緯、東経)

4 土地

種目	地番	地目	土地台帳上の地積	実測地積	価格	備考
計						

5 立木竹

種目	内訳	数量	価格	備考
計				

6 建物

種目	構造	数量	価格	備考
計				

7 工作物

種目	構造又は細分	数量	価格	備考
計				

8 航路標識

種目	構造又は細分	性質	数量	価格	備考
計					

上記に相違ありません。

年月日

氏名又は名称及び法人にあっては、
その代表者の氏名

- (注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
 2 当該航路標識及びその所属施設の全体の配置を示す平面図、土地の実測図
 (求積表記載)、建物の配置図及びその平面図並びに航路標識の構造図を添付
 すること。

第6号様式(第15条関係)

航路標識設置届出書

年月日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあ
っては、その代表者の氏名航路標識を設置したいので、航路標識法第21条第1項の規定により、次のとおり届
け出ます。

1 航路標識の種類

2 航路標識の位置、構造及び設備

3 航路標識の管理の方法

4 設置の目的

5 航路標識の供用開始の予定期日

6 その他参考となるべき事項

- (注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

- 2 上記3について、管理担当者の連絡先も記載すること。

第7号様式（第18条関係）

航路標識変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名航路標識の変更をしたいので、航路標識法第21条第2項の規定により、次のように
おり届け出ます。

- 1 航路標識の種類
- 2 航路標識の位置
- 3 航路標識の名称
- 4 変更しようとする事項
- 5 変更を必要とする理由
- 6 変更後の供用開始の予定期日

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

第8号様式（第23条関係）

航路標識の設置の届出をした者の地位の承継届出書

年 月 日

殿

届出者の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては、その代表者の氏名航路標識の設置の届出をした者の地位を承継したので、航路標識法第21条第9
項の規定により、次のように届け出ます。

- 1 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 航路標識の種類
- 3 航路標識の位置
- 4 航路標識の名称
- 5 承継の理由
- 6 承継の年月日
- 7 航路標識の管理の方法

(注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
2 上記7については、管理担当者の連絡先も記載すること。

(表)

第_____号	立入検査証
下記の者は、航路標識法第23条第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
官職 氏名_____年_____月_____日生	年_____月_____日_____発行
管区海上保安本部長 海上保安監部長 海上保安部長	年_____月_____日_____まで有効
9センチメートル	

(裏)

航路標識法施行規則 (報告微取及び立入検査)	
第二十三条 海上保安庁長官は、この章（第二節を除く。）の規定に依る検査に必要な限度において、第四条第1項の規定若しくは定めの施行に依る検査に依る届出をした者又は第三十一条第1項の規定若しくは定めの届出をした者に対する立入検査に関する事実又は常習に開港場を含むこととする。	
第十一条第1項の許可を受けた者又は第三十一条第1項の規定に依る届出をした者に対する立入検査に依る届出をした者又は第三十一条第1項の許可を受けた者若しくは第三十一条第1項の承認を受けた者若しくは第三十一条第1項の許可を受けた者若しくは第三十一条第1項の規定による届出をした者の事務所その他の事業場、航路標識が設置されている場所又は航路標識に係する工事の場所に立ち入ること、航路標識、書類その他の物件を検査させ、又は係者に質問させることができるものとする。	
3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す三葉を携帶し、かく、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
4 第1項の場合は、必要検査のため認められたものと解釈してはならない。	

第10号様式（第28条の4関係）

AIS信号所による情報の送信に関する申出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

海上保安庁の行うAIS信号所による情報の送信について、航路標識法第36条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

- 1 申出に係る施設の位置
- 2 申出に係る施設の名称
- 3 送信を希望する情報の内容（AIS信号により示す地点の数を含む。）
- 4 情報の送信を必要とする理由
- 5 希望する情報の送信の開始期日及び終了期日
- 6 その他参考となるべき事項

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。